

第6期宮崎県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定〔概要〕

1 計画の概要

事業所としての県庁の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減等の取組に関する計画

対象： 知事部局、県教育委員会、県警察本部、企業局、病院局、県議会事務局、各種委員会

期間： 令和8(2026)年度から令和12(2030)年度まで〔5年間〕

目標： 令和12(2030)年度までに温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比54%削減

根拠： 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項

2 改定内容(新たな削減目標の設定)

令和8年3月に改定予定の第四次宮崎県環境基本計画において、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度の温室効果ガス削減目標が追加されることを踏まえ本計画においても同年の目標を追加する。

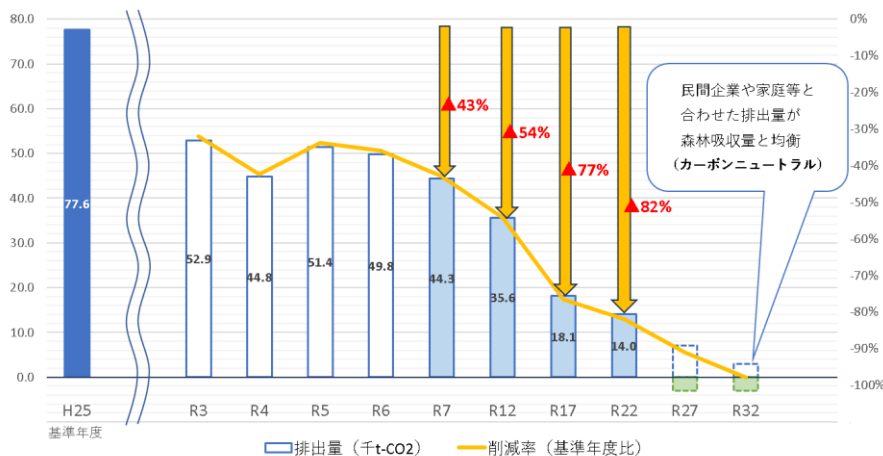
〔削減目標〕

令和12(2030)年度までに ▲54%(平成25(2013)年度比)

令和17(2035)年度までに ▲77%(平成25(2013)年度比)

令和22(2040)年度までに ▲82%(平成25(2013)年度比)

県庁の温室効果ガス排出量の推移



3 改定内容(取組事項の追加)

※下線部分が新たに追加した主な内容

(1) 県有施設における再生可能エネルギーの導入

令和12(2030)年度までに太陽光発電設備を設置可能な建築物(敷地を含む)の50%に導入、令和22(2040)年度までに100%導入を目指す。

ペロブスカイト太陽電池についても社会実装の状況を踏まえ導入を検討する。



(2) 県有施設における省エネ対策

令和12(2030)年度までに100%LED化を目指す。

(3) 公用車への電動車の導入

令和12(2030)年度までに、特殊車両などを除いた対象車両の100%を電動車(EV, PHEV, HV, FCV)に更新することを目指す。

現時点で代替可能な電動車がない場合であっても、代替可能となった場合は電動車とすることを検討する。



(4) 脱炭素由来のエネルギーの調達

・ 電力を取り巻く状況等を考慮しつつ、令和12(2030)年度までに県で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨とする。

・ 再生可能エネルギー電力の調達が困難な場合は、可能な限り排出係数の低い電力の調達を行うよう努める。

・ 電力以外のエネルギーについても、カーボンオフセット等環境に配慮したエネルギーの使用に努める。